

裏面注意事項をよく読んで記入してください。

勤務等に関する証明書

(保育所(こども園)入所・延長保育利用申請・家庭状況申告用)

台東区長 殿
台東区教育委員会 殿

平成 年 月 日

| | | | |
|--------------------------|---|-------|--|
| 証明者 | | | |
| 所在地 | | | |
| 事業所名 | 印 | | |
| 発行責任者 (部署名) (責任者名) | 印 | 連絡担当者 | |
| | | 電話番号 | |

下記の事項について、事実と相違ないことを証明いたします。

| | | | |
|---|--|------------------|------------------|
| (1)就労者住所 | 台東区 丁目 番 号 方 | | |
| (2)就労者氏名 | 生年月日(年 月 日生) | | |
| (3)就労開始年月日 (契約終了年月日) | 年 月 日から就労・就労内定 (年 月 日まで就労予定 ※契約期間がある場合) 【更新予定 あり・なし】 | | |
| (4)就労形態 (該当にするものに○) | 自営業(経営者・協力者)・会社員(正社員)・公務員・非常勤職員・派遣社員・ パートタイム・アルバイト・内職・日雇い・その他() | | |
| (5)①実際の勤務地 ※上記事業所と異なる場合に 記入して下さい。 ②仕事内容(詳細に) | 所在地 名称 電話番号 | ②仕事の内容 | |
| (6)所定労働日数等 | 週 日勤務(月平均 日勤務) | 土曜日出勤・毎週有・その他() | 日曜日出勤・毎週有・その他() |
| (7)直近(産前休業直前) 3ヶ月の就労日数 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| (8)所定労働時間 ※複数ある場合には余白に 記入してください。 | 時 分 から 時 分まで(曜日) | | |
| (9)上記(8)の労働時間を超 える勤務実績の有無 | ・有 ※直近3ヶ月分の実績を証明できるもの(タイムカード、出勤簿の写し等)を添付して下さい。 ・無 | | |
| (10)給与及び賞与並びに 直近(産前休業直前) 3ヶ月の給与支払額 | 給与(基本給・税込) | 月額・日額・時給 | 円 (賞与…有・無) |
| | 対象年月日 | 月 日から 月 日まで | 月 日から 月 日まで |
| | 支払額 | 円 | 円 |
| 産後休業及び育児休業から復帰予定または、復帰後3か月未満の場合には、下記についてもご記入ください。 | | | |
| (11)産前産後休業期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (12)育児休業期間及び 期間の短縮・延長 (該当するものに☑) | 年 月 日から 年 月 日まで □ただし、上記の育児休業期間終了前であっても、保育所入所の内定があった場合には育児休業を短縮し、 保育所入所月内に職場復帰させることに同意します。 □ただし、上記の育児休業期間終了後については、育児休業(に準ずる措置)を延長し、保育所入所の内定 があった場合には、保育所入所月内に職場復帰させることに同意します。 | | |
| (13)復帰後の勤務地 (該当にするものに○) | 上記事業所と同じ・(5)と同じ・復帰先未定・その他() | | |
| (14)復帰後の労働時間 (育児短時間制度の利用) | 時 分 から 時 分まで(曜日) 育児短時間制度の利用予定 あり(制度利用後の労働時間を上記に記入して下さい)・未定・なし | | |

勤務等に関する証明書 記入上の注意

| 記入全般の注意事項 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ☆ 表面の証明書は、事業所の方が全て記入してください。 ☆ 発行責任者の押印は、「雇用の実態を把握している責任者」であれば、事業所の代表者でなくても構いません。 ☆ 訂正箇所には、発行責任者の印で訂正印を押印してください。 ☆ 証明内容については、事業所の発行責任者の方に照会させていただきます場合があります。 ☆ 証明内容が事実と異なる場合は、保育所内定の取り消しや、保育の実施を解除することがあります。 | |
| (3) 就労開始年月日について | 自営業・自由業等の場合の注意事項 |
| <ul style="list-style-type: none"> ☆ 雇用を開始した「就労開始年月日」をご記入下さい。 ☆ 就労が内定している場合には「就労開始予定年月日」を記入してください。 ☆ 「契約終了年月日」は、派遣社員等契約期間がある場合にご記入下さい。契約期間の更新予定についてどちらかに○をつけてください。 ☆ 育児休業等から復帰をした場合も、当初雇用開始した年月日となります。ただし、育児のために一旦退職した場合等には、「再度雇用開始した(する予定の)年月日」を記入してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 自営業の場合は、ご自身で証明内容をご記入下さい。(職場にお伺いして就労状況を確認させていただく場合があります。) ☆ 就労時間に規則性がない場合には、主な就労時間を記入してください。なお自由業(著述業関係、芸術関係、芸能関係など)の場合には、直近3ヶ月の就労日ごとに勤務時間のわかるもの(スケジュール表など)を添付してください。 ☆ 月ごとに給与支払額を算出していない場合は、わかる範囲でおおよその収入金額を記入してください。その際、事業に要した経費は除いて下さい。 ☆ 自営業の手伝いの場合など、給与の支払が発生していない場合、給与支払額には「-」を記入してください。 |
| (7) 直近3ヶ月の就労日数について | 産前休業・育児休業の場合の注意事項 |
| <ul style="list-style-type: none"> ☆ 就労日数は、月ごとに1日から末日までの日数をカウントしてください。(給与の締め日が末日でない場合も、その月の1日から末日までの日数としてください。) ☆ 就労日数には、有給休暇を含めた日数を記入してください。 ☆ 病欠などの理由で、勤務実績が他の月に比べて著しく少なくなる場合には、その理由と日数を余白欄に記入してください。(例:就労日数5日、病欠17日) | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 産後休業または育児休業から復帰をする予定の方の就労日数は、産前休業に入る前の直近3ヶ月(産休に入った月は含めない)の就労日数を記入してください。(例:9月15日から産前休業の場合⇒6月から8月までの就労日数となります。) ☆ 育児休業期間は、「育児・介護休業法」及びその他の法律に基づき適用される場合のみ記入してください。 ☆ 育児休業期間終了前でも、保育所が内定した場合には復帰が可能である場合、または育児休業期間終了後、保育所が内定しない場合に育児休業の延長予定があり、保育所が内定した時点で復帰予定としている場合には、(13)の該当する欄にチェックを入れてください。 |
| (8) 所定労働時間について | ※実績3か月未満の場合の就労日数 |
| <ul style="list-style-type: none"> ☆ 勤務時間は、原則「就業規則や雇用契約に基づく勤務時間」を記入してください。 ☆ フレックス勤務など、勤務時間が複数ある場合には、余白欄にその旨をご記入下さい。(可能であれば3ヶ月間の就労実績のわかるもの(タイムカードなど)を添付してください。) ☆ 育児休業からすでに復帰をし、育児短時間勤務制度を利用している場合は、制度利用前の本来の勤務時間を記入し、余白に制度利用後の勤務時間を記入して下さい。 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 月の途中で証明日となる場合には、その月の実績は含めず、それ以前の実績を記入してください。(末日の場合は、その月の実績を含めて構いません。) ☆ 月の途中で採用している月が含まれる場合は、その月の就労日数も記入してください。ただし、証明日が途中採用の月である場合には、就労日数欄は空欄としてください。 <p>例:証明日が「8月10日の場合」</p> <p>採用日:8月20日⇒1ヶ月終了していないので、日数欄は空欄としてください。</p> <p>採用日:6月15日⇒6月分(途中から)・7月分の実績を記入してください。(8月分は月途中のため、含めないでください。)</p> |
| (10) 直近3ヶ月の給与支払額について | |
| <ul style="list-style-type: none"> ☆ 支給日に関わらず「(7)直近3ヶ月の就労日数」の該当月分の給与支払額(賞与含む)を記入してください。 ☆ 給与の対象が1日から末日でない場合は、その月が多く含まれる期間を対象としてください。(例:毎月20日締めの場合⇒6月分給与は5月21日から6月20日分としてください。) ☆ 給与支払額には、社会保険料・課税対象とならない通勤手当などは除いて記入してください。(課税対象となる通勤手当などは含んで記入してください。) | |

台東区役所児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234

就労者記入欄

産前産後休業及び育児休業に関する確認書及び同意書

※確認欄に○をつけ、署名欄に署名、捺印をお願いいたします。

| | 確認欄 |
|--|--------|
| 育児休業期間終了前であっても、上記事業所の同意があれば、保育所入所の希望はできますが、内定があった場合には育児休業を短縮し、保育所入所月内に職場復帰することが条件となります。 | 理解しました |
| 育児休業期間終了後であっても、上記事業所の同意があれば、申込書の有効期限内について保育所入所の希望はできますが、保育所入所の内定があった場合には、保育所入所月内に職場復帰することが条件となります。 | 理解しました |
| 派遣社員等、復帰先が未定の場合でも育児休業明けとなりますが、上記事業所において復帰をすることが前提となっているため、派遣元が変更となった場合には、内定取消または退園となります。 | 理解しました |
| 派遣社員等、復帰先が未定の場合でも育児休業明けとなりますが、上記事業所において復帰をすることが前提となっているため、派遣先が見つからず入所月中に復帰出来なかった場合には、内定取消または退園となります。 | 理解しました |
| 保育所の入所が内定した場合には、入所月中に必ず上記事業所に復職し、必ず「産休・育休復帰確認書」を区役所に提出します。 | 理解しました |
| 上記の内容を理解し、入所月中に上記事業所に復職できない、または復職しない場合は、内定取消または退園となることに同意します。 | |
| 年 月 日 | 就労者氏名 |
| | 印 |